

機密情報に関する特記事項

(総則)

第1条 新発田市(以下「発注者」という。)及び受注者は、この特記事項(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、業務を履行しなければならない。

2 本契約において機密情報とは、発注者から開示を受ける技術上及び行政上等の情報(秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物若しくは電子文書・電磁的記録として開示される情報又は秘密である旨を告知した上で口頭により開示される情報であって、発注者の保有する住民等の個人情報を含む情報)並びに本契約を履行する過程において作成等された帳票、電子及び磁気その他の記録媒体に記録された情報をいう。

3 この特記事項は、本契約に基づき再委託又は再々委託を受けた者等についても適用する。

4 受注者は、本契約に基づく安全管理措置等について、契約締結時及び発注者の求めに応じて、安全管理措置等について(第1号様式)を提出しなければならない。

(新発田市個人情報保護条例の遵守)

第2条 受注者は、新発田市個人情報保護条例(平成27年新発田市条例第38号)の本旨に従い、本契約を履行しなければならない。

(秘密の保持)

第3条 受注者は、本契約の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本契約期間満了後、本契約の解除後及び職を退いた場合においても同様とする。

2 受注者は、本業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者(以下「派遣労働者等」という。)に行わせる場合は、派遣労働者等に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 受注者は、発注者に対して、派遣労働者等を含む労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(指示目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第4条 受注者は、本契約に係る機密情報を発注者が指示する目的以外に使用し、第三者に提供してはならない。

(機密情報の複写及び複製の禁止)

第5条 受注者は、本契約に係る機密情報を発注者の承認を得ずに、用紙、記録媒体等に複写し、又は複製してはならない。

(安全管理義務)

第6条 受注者は、本契約に係る機密情報の取扱いについて、従業者及び作業場所を特定し、情報の無断持ち出しの禁止を徹底させなければならない。業務上、やむを得ず持ち出す場合には、暗号化等の措置を行い、発注者の承認を得た上で、情報持ち出し管理簿(第2号様式)に記録すること。また、紛失、損傷、焼失等の事故が生じないように安全かつ適切な管理体制を整備しなければならない。

2 受注者は、本契約終了時まで、本契約に係る機密情報を返却又は復元不可能な状態にした後に廃棄しなければならない。廃棄する場合は、廃棄証明書(第3号様式)を発注者に発行しなければならない。

3 受注者は、発注者の環境にパソコン又はデータ等を持ち込み、作業を行う場合は、パソコン又はデータ持込申請書(第4号様式)を提出し、発注者の許可を受けなければならない。

(記録媒体の取扱い)

第7条 受注者は、発注者の情報資産に記録媒体等を接続する場合及び成果物等を記録媒体等で発注者に提出する場合には、最新の状態に保たれたウイルス対策ソフト等を使用し、記録媒体等にコンピュータウイルス等の不正なプログラムが書き込まれていないことを確認し、ウイルス検査済証明書(第5号様式)を発行しなければならない。

(記録媒体の廃棄)

第8条 受注者は、本契約の履行上、発注者から廃棄指示がある場合の記録媒体等にあつては、確実に物理的に破壊し、又は全ての記録を復元不可能な状態に消去した後に廃棄し、廃棄証明書(第3号様式)を発行しなければならない。

(監督及び監査)

第9条 発注者は、本契約の履行すべき責務に関し必要があるときは、受注者及び再委託先に対して報告を求め、監査を行い、又は監査に立ち会うことができるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

(従業者に対する教育の実施)

第10条 受注者は、その従業者等に対し、機密情報等に関し履行すべき責務について十分な教育を行わなければならない。また、発注者から教育状況の報告を求められた場合には、実施状況等を書面により発注者に提出しなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第11条 受注者は、本契約及びこの特記事項に基づく安全管理措置等が履行できない場合及び情報漏えい等の事故が発生し、又は事故の発生が予想される場合は、直ちにその旨を発注者に通知し、発注者の指示を受けるとともに、遅滞なく事故等の状況を書面により発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、本契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第12条 発注者は、受注者がこの特記事項について履行せず、又は履行されないおそれがあると認めるときは、本契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による本契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第13条 受注者は、本契約の履行にあたり、この特記事項に違反した場合、故意又は過失を問わず、その賠償の責に任ずるものとする。

(その他)

第14条 発注者は、この特記事項に定める各様式を、新発田市ホームページにおいて公開するものとする。